

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例

平成二十四年三月二十三日

宮城県条例第七号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、信号機等に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 法第三十六条第二項の条例で定める信号機に関する基準は、次のいずれかに掲げる信号機であること又は信号機を設置する場所において次のいずれかに掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、当該歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該歩行者用青信号の表示が継続していることを伝達するための音響を発することができるもの（当該歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該歩行者用青信号の表示が継続していることに関する情報を当該視覚障害者が使用する通信端末機器に送信することができるものを含む。）

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該歩行者用青信号に従って道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終わるため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する赤色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該歩行者用青信号の表示が終了するまでの時間を表示することができもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができ信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（当該交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないもの

（道路標識に関する基準）

第三条 法第三十六条第二項の条例で定める道路標識に関する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

（道路標示に関する基準）

第四条 法第三十六条第二項の条例で定める道路標示に関する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

- 一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
- 二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月十二日宮城県条例第五十四号）
この条例は、公布の日から施行する。